

特殊車両通行許可申請の注意事項

注意事項

- (1) **申請書類はすべて片面印刷**としてください。
可能であればオンラインシステムで作成した資料を添付してください。
- (2) 申請書の審査は受付順です。協議の有無により許可順序が前後します。
- (3) 運行日が確定している場合は、余裕をもって提出をお願いします。
上記(2)により運行日に間に合わないことがあります。

審査に必要な必要書類			
○・・・必須 △・・・状況によって必要	申請用書類	保管用書類	車載用書類 (車両台数分要)
①申請書 許可証まで記載されている申請書は不要です。 ※令和3年1月1日から申請書への申請者及び 申請代理人の押印は不要となりました。	○		
②車両内訳書 包括申請時に必要です。 (代表車両は車両重量が一番重いものを選択してください)	△	△	△
③車両諸元に関する説明書	○	○	
④通行経路表	○	○	○
⑤通行経路図 出発地から目的地までの全経路を図示したものです。	○	○	○
⑥出発地・目的地の拡大図 工場等の出入口の位置、付近の交差点番号の記載、 車両の進行ルート、路線名称、採択・未採択路線を記載してください。	○	○	○
⑦自動車検証及び自動車検査証記録事項の写し 期限切れでないことを確認してください。	○	○	
⑧委任状 代理申請する場合に必要です。	△		
⑨申請データ CD－R、DVD－R等で提出してください。 (FDでない方がよいです。) 提出された申請データは、許可時に返却します。	○		
⑩群馬県証紙 必要な手数料です。証紙は県庁地下1階の生協売店で購入できます。	○		
⑪荷姿図 積荷によって通行車両の寸法が車検証の寸法を上回る場合に必要です。 (高さは380cmまでは不要)	△	△	△
⑫新規開発車両設計製作基準適合証明書 建設機械類の申請に必要です。	△	△	
⑬前回の許可証(更新、変更申請) 更新または変更申請の場合は、前回の許可証を提出してください。 前回の許可証は、後日返却します。 ※許可証のホチキス止めが外れているものは更新出来ませんので注意してください。	△		
⑭軌跡図、運行計画書、運行体制図 幅3.5m、長さ20m、最遠軸距16mを超える車両については必ず提出してください。	△	△	
⑮その他、車両に応じ必要となる書類	△	△	

申請書の記載方法

⑥通行経路表

大型車誘導区間完結： 出発地と目的地は住所だけでなく、会社名等も記載します。

経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所
2	往復	群馬県前橋市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇製作所	愛知県〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇工場

路線名	- 交差点間の道路名 - 進行方向(交差点間)			
交差点名	# 5 4 3 9 2 0 0 1 5 5	# 5 4 3 9 2 0 0 2 2 9	# 5 4 3 9 2 0 0 1 3 6	上大塚西 # 5 4 3 9 2 0 0 2 2 4
路線名	市町村道 藤岡市609号線 上大塚大通り線	主要地方道 群馬県13号線 前橋長瀬線	一般国道 17号線	市町村道 前橋市176号線 0 1 - 1 7 6 号線
交差点名	上大塚北 # 5 4 3 9 2 0 0 2 9 5	中島 (中鮎窪) # 5 4 3 9 3 0 0 1 1 0	表町一丁目 # 5 4 3 9 4 0 2 3 6 5	本町2丁目 # 5 4 3 9 4 0 2 3 6 8
路線名	一般国道 50号線	主要地方道 栃木県33号線 小山環状線	主要地方道 栃木県33号線 小山環状線	
交差点名	横倉新田 # 5 4 3 9 3 6 0 7 7 0	・出発地から目的地までの交差点番号、ルートは適切であることを「道路情報便覧付図システム」を併用して確認してください。 ・未収録道路(交差点)がないか確認してください。 ・出発地と目的地の拡大図を添付してください。		

※道路法適用外道路は審査対象外

未収録道路が道路法適用道路か道路法適用外道路であるかは申請者の責任で確認してください。

道路法適用外道路の具体例

- ① 工事用道路 (工事用道路地図の提出が必要です)
- ② 港湾道路・臨港道路・河川道路
- ③ 農道・広域農道、林道、漁港道路
- ④ 私道、構内道路
- ⑤ 未認定道路 (道路法上の道路として認定されていない道路)
- ⑥ その他

申請書の記載方法

⑪出発地・目的地の拡大図

- ①経路番号
- ②出発地・目的地の記載
- ③住所
- ④会社名等 を記載してください。

出発地、目的地ごとにすべて作成してください。
ここでは目的地の記載例を示します。

【経路①】 目的地：群馬県前橋市大手町一丁目1-1 群馬県庁



出入口の位置は正しいでしょうか。
出入口までの路線がすべて選択されているでしょうか。

付近の交差点番号を記載。

※未採択(未収録)路線がある場合
路線名:市道〇〇号線
(未採択)
などと記載してください。

申請書の記載方法

⑪出発地・目的地の拡大図（ルート選定時の注意事項）

（１）中央分離帯の影響

中央分離帯がない、または開口部があれば問題ありません。

右図のように開口部がなければ進行できないため、往復申請は不可です。

この場合、ルートの異なる片道経路２経路を選定する必要があります。



（２）経路の未完結

出発地から目的地まで到達するために必要なルートをすべて網羅しているか確認してください。

右図のように出入口の取違いによる経路不足があるため、特に注意が必要です。



（３）交差点番号の不足

出発地から目的地まで到達するために必要な交差点番号が網羅されているか確認してください。右図のように交差点番号が不足している場合があるため、注意が必要です。

○：交差点番号



その他

処理の迅速化・効率化のため、次の点についてご協力をお願いします。

これにより、こちらでの審査時間の短縮、協議開始までの時間短縮が可能となります。合わせて速やかな許可発行にもつながります。

(1) 未収録道路の記載について

未収録道路がある場合は、経路番号、道路管理者名の記載をお願いします。
様式は自由です。

(例)

経路番号	1, 3, 9	〇〇〇市
	2, 3, 4	△△△町

(2) 個別協議発生の有無について

個別協議発生の有無について確認をお願いします。

個別協議がある場合は、経路番号、道路管理者名の記載をお願いします。
様式は自由です。

(例)

経路番号	1, 3, 9	〇〇〇市
	2, 3, 4	△△△町

※個別協議が発生しない場合は、その旨を必ず報告してくださるよう
お願いします。

(3) 無料経路等の確認について

申請経路に無料経路がある場合は、経路番号の記載をお願いします。
また、新規格車の申請を行う場合は群馬県管理道に重さ指定道路ではない
区間があることを確認してください。

※申請経路中に群馬県での審査が必要な箇所がない場合は、
群馬県へ申請することはできません。

(4) 許可証の受渡しについて

許可証の郵送を希望する場合は、申請時に料金分の切手を発布した返信用
封筒等の提出をお願い致します。